

5. 老健局

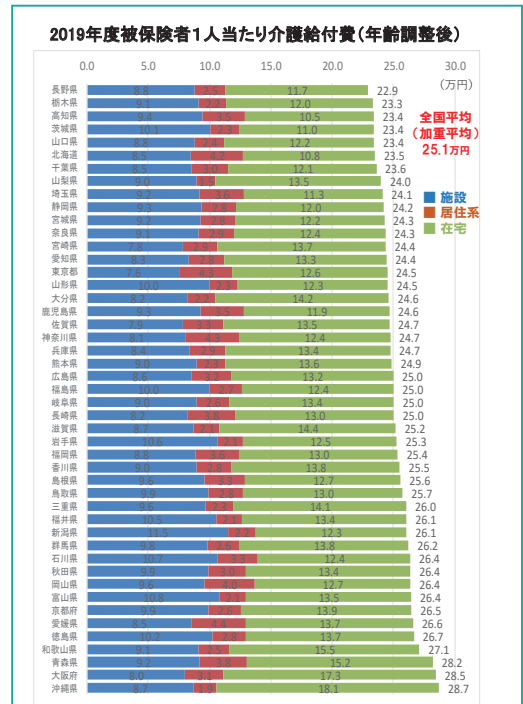
老健局では介護保険制度を所管しています。介護保険は市町村等の自治体が運営する社会保険であり、40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、必要な際に介護サービスを受けることができる仕組みです。

市町村等の自治体では、被保険者の保険料額を決定して徴収することや、介護の必要性に応じて介護度の認定を行うなど、介護保険の実施主体としての事務を司ります。国や都道府県は、市町村等の後方支援を行い、介護認定の基準を定めることや、介護保険として提供するサービス内容を規定すること等を担います。数理職員は国の職員として、介護保険制度の骨格を見定めて、時代に応じた制度改正をしていくための業務に従事します。

老健局における数理職員の業務例

① 現状分析

介護サービスに要する費用を人口1人あたりに換算して、都道府県ごとに並べ、地域差を調べたグラフです。サービス合計額を表示するだけでは、なぜ大阪府や沖縄県の平均額が高いのか理由が釈然としません。そこで、サービス種別ごとに分解して、特養や老健施設等の「施設」サービスを利用する方が多いからなのか、自宅で入浴介護といった訪問介護等の「在宅」サービスを利用する方が多い為なのか、要因を探ります。更に、なぜ「在宅」サービスの額が高いのか掘り下げていく必要がありますが、まずは持ち得るデータを最大限活用して主要因に当たりをつけるといった現状分析作業を数理職員は担います。



② 将来推計

2022年現在、団塊の世代は70歳台前半であり、介護保険の利用者は比較的少ないのですが、身体機能の性質上、今後高齢化に伴って利用者が増えていきます。2040年にかけて国全体の介護サービス利用者数は増加していくことが見込まれ、制度の持続可能性が問われます。

このような課題の中、市町村等ごとに2040年までの利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる自治体もある一方、都市部を中心に2040年まで増え続ける自治体が多いとの推計結果が得られました。高齢化が進むから一大事だと漠然と認識するだけに止まるのではなく、都市部を中心に計画的な介護サービス基盤整備を進めていくことが求められると、データに基づいて課題を形象化して施策の企画・立案に資する作業も数理職員の肝要な業務の1つです。

